

公 安 委 員 会 会 議 錄

開 催 日 時	自 午後 1時00分 令和7年10月8日（水） 至 午後 3時19分
開 催 場 所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室
出席者	公 安 委 員 今村委員長 野村委員 弘永委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 職場における支援制度

警務部長から、

山口県警察では、働きやすい職場環境の構築を目的に、特定の職員が不安や悩みを相談しやすくするため、メンター制度と専属支援員制度の二つの支援制度を運用しているので、説明する。

(1) メンター制度

平成31年から運用しており、警察学校を卒業して間もない採用時教養期間中の警察職員に対して、一番身近な存在としてメンターが職員に寄り添うことで、当該職員が安心して勤務できるよう、支援を充実させることを目的としている。

メンター制度とは別に、職場実習指導員が上司と部下の関係でマンツーマンの業務指導を行っているが、メンター制度は、上司と部下という関係とは別であり、上司と部下の関係を補完する位置づけになる。

メンター制度におけるメンティは、採用時教養期間中の警察職員を想定しており、メンティが真に相談しやすい者として希望した者をメンターとして指定している。

メンターの任務は、公私に渡る悩みや不安等の相談受理や助言などである。

(2) 専属支援員制度

今年度から運用を開始しており、人事異動等により未経験業務に従事することとなった警察職員等に対し、慣れない業務によるメンタルヘルス不調の未然防止対策としての効果も期待されている。

この制度における重点対象者は、未経験業務に従事する警部補等以下の警察職員などであり、重点対象者を支援する専属支援員は、主に重点対象者の前任者である。

専属支援員は、重点対象者の抱える業務上の悩みや不安に対し、自ら能動的に働きかけを行うことで、相談を受け助言をするなどの任務がある。

メンタルヘルス不調の増加が懸念される春の定期異動直後の4月から6月を重点的な支援期間として所属の垣根を越えた支援体制を構築し、期間中の能動的な支

援などを行っている。

(3) 今後の期待

採用情勢が厳しい中で、新規採用者は貴重な人材及び戦力であることから、採用後間もない警察職員が一人で不安や悩みを抱え、組織内で孤立し、辞職に追い込まれることがないように、メンター制度の周知徹底を継続して図っていく。

また、担い手不足の対策として部門間の人事交流が活発化していく中、未経験業務に従事する職員のメンタルヘルス不調の増加が懸念されることから、専属支援員制度によりメンタルヘルス不調の未然防止対策を推進し、良好な職場環境を構築していきたい。

旨の説明があった。

野村委員から、「一人で不安や悩みを抱え、孤独に陥ることが業務に悪影響を及ぼす。メンター制度を導入するメリットは何か。」旨の発言があり、警務部長から、「組織的にメンターとして指定されていることにより、相談された内容を組織の制度に則って取扱うことができるほか、相談された者の役割も組織の中で明確になることがメリットである。」旨の説明があった。

弘永委員から、「専属支援員制度について、支援期間中は毎月1回以上など定期的に連絡するよう定めておくことにより、孤立してしまうような職員が制度によって救われることもあると思う。良い制度である。」旨の発言があった。

今村委員長から、「専属支援員制度について、今年度からの取組とのことで今後の推移を確認していく必要がある。当該制度は離職防止に繋がるうえ、支援員の負担は少ないのではないかと思う。また、メンター制度について、メンターは負担が大きいと思う、メンターに対してどのような教養を行っているのか。さらに今後、メンターとは別にスーパーバイザーを指定すればメンターの負担軽減に繋がるかもしれない。」旨の発言があり、警務部長から、「メンターに指定された方に指導するにあたり、メンターが抱えきれない案件は、組織で対応するように教養している。」旨の説明があった。

2 「山口県警察防犯動画コンテスト」の開催

生活安全部長から、

山口県警察防犯動画コンテスト開催の目的として、うそ電話詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺及び闇バイトによる凶悪な事件が発生するなどの深刻な情勢を鑑み、高い発信力を有する高校演劇部員と高度な映像技術を有する専門学校生による混成チームが、防犯動画を制作し山口県警察公式チャンネルで配信することで、幅広い世代に対し、被害防止意識の向上や、犯罪に加担させない機運の醸成を図るものである。

(1) 制作する防犯動画のテーマ

- うそ電話詐欺被害防止、SNS型投資・ロマンス詐欺被害防止
- 闇バイト加担防止

(2) 制作に係る概要

ア チーム編成

演劇部がある高校に呼びかけたところ、8校の高校演劇部（脚本、演劇を担当）が参加することとなり、これに2校の専門学校（動画編集を担当）が高校演劇部をそれぞれ4校ずつ担当することで、8チームの構成となった。

イ 制作期間

撮影期間は、9月19日（金）から11月14日（金）まで

編集期間は、11月14日（金）から12月24日（水）まで

ウ 動画仕様

同じストーリーの動画素材を使用して2本の動画を制作することとなり、3分以内の長編動画と、30秒程度の短編動画を制作する。

エ 制作過程

動画撮影は、高校演劇部が脚本を制作し、動画を撮影する。

動画編集は、撮影された動画を専門学校が編集し、2本制作する。

(3) その他

制作後、警察本部内等で審査を行い、長編動画部門及び短編動画部門の各部門で最優秀賞1チーム、優秀賞2チームの表彰を行う予定である。

コンテストの主催は山口県警察であり、後援は山口県防犯連合会となっている。

なお、制作された動画の活用については、多くの方に視聴していただけるよう、山口県警察公式チャンネルでの配信に加え、報道機関への提供や、官公庁、駅、大学などにおけるデジタルサイネージで表示を依頼することとしており、当該動画の活用により、詐欺被害等の抑止に繋げたいと考えている。

旨の説明があった。

野村委員から、「当該コンテストは山口県警察において初めての開催か。コンテストを行うことにより、良い作品が多数制作され、将来的には甲子園のように全国大会のイメージで盛り上がると良いと思う。」旨の発言があり、生活安全部長から、「山口県内全域で各高校に働きかけ、実施するのは初めてである。」旨の説明があった。

弘永委員から、「良いアイディアを思いつかれたのではないかと思う。全国的にも斬新な取組ではないかと思う。良い作品は活用方法を工夫していってほしい。コンテストの審査も心して行うことになると思うが、楽しみな企画である。」旨の発言があった。

今村委員長から、「制作される作品を楽しみにしている。コンテストの表彰について、学生に喜ばれるような表彰になると良い。」旨の発言があった。

第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

1 決裁概要

(1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、本日の意見の聴取等の出席者はいなかつた旨の説明を受け、欠席者11名の処分を決定し、6名を再呼び出しとした。

(2) 審査請求の受理

運転管理官から、6月18日付けで公安委員会が行った処分について、審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した。

(3) 審査請求に対する弁明書の提出

運転管理官から、審査請求人に対する弁明書の送付及び反論書の提出要求について説明を受け、9月17日に受理の報告を受けた審査請求について、弁明書を決定し、決裁した。

(4) 苦情の申出の受理（3件）

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた苦情の申出3件について要旨の説明を受け、決裁した。

(5) 苦情の申出に対する調査結果及び回答

捜査第一課長から、7月23日に受理の報告を受けた公安委員会宛ての苦情の申出について、調査結果の説明を受け、回答文を決裁した。

(6) 審査請求取下書の受理（2件）

警察県民課長から、8月6日に受理の報告を受けた審査請求について、審査請求取下書を受理した旨の説明を受け、決裁した。

(7) 審査請求の審理

交通企画課長から、4月23日に受理の報告を受けた審査請求について、審理経過の説明を受け、裁決書を決裁した。

(8) 警察職員の派遣に係る援助要求

災害対策官から、大阪府公安委員会からの「2025年日本国際博覧会」における閉会式に伴う警護警備実施に係る援助要求に関し、派遣期間等の説明を受け、決裁した。

2 報告概要

(1) 「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査の結果

公安委員会会務官から、「被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則」に基づく調査結果について、報告を受けた。

(2) 令和7年9月県議会定例会の開催状況

総務課長から、令和7年9月山口県議会定例会における警察関係の議案や質問・答弁の状況について、報告を受けた。

(3) 山口県迷惑行為防止条例の一部改正に対するパブリック・コメントの実施

生活安全企画課長から、山口県迷惑行為防止条例の一部改正に対するパブリック・コメントの実施について、報告を受けた。

(4) JR美祢線廃止に係る法定協議会の設置に伴う協議委員の就任依頼

交通規制課長から、JR美祢線廃止に係る法定協議会の設置に伴う協議委員の就任依頼について、報告を受けた。

(5) 山口県公安委員会事務の専決状況

交通指導課長から、9月中の交通指導課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、報告を受けた。

(6) 飲酒運転体験会の開催

交通指導課長から、飲酒運転体験会の開催について、説明を受けた。

第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。

第4 その他

山口県公安委員長を代理する者の順位について、委員間の互選により、10月14日以降、第1順位弘永委員、第2順位今村委員とすることとした。